

議案第 2 1 号

向日市公共下水道使用料条例の一部改正について

向日市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

向日市公共下水道使用料条例（昭和54年条例第15号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 公衆浴場 <u>公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場</u>をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>（使用料の徴収方法）</p> <p>第4条 使用料は、納入通知書による集金方法 <u>、指定金融機関への口座振替等による方法</u>により、2使用月をまとめて徴収する。ただし、下水道事業管理者が必要と認めるときは毎月徴収することができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第6条 使用料の額は、次の各号に掲げる汚水の区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公衆浴場</u>に係る汚水 汚水量1立方メートルにつき30円とする。</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 公衆浴場 <u>公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規定する浴場</u> <u>をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>（使用料の徴収方法）</p> <p>第4条 使用料は、納入通知書による集金方法 <u>又は指定金融機関への口座振替</u>により、2使用月をまとめて徴収する。ただし、下水道事業管理者が必要と認めるときは毎月徴収することができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第6条 使用料の額は、次の各号に掲げる汚水の区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公衆浴場業</u>に係る汚水 汚水量1立方メートルにつき30円とする。</p>

(汚水の排除量の認定)

第7条 汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道法第3条第5項に定める水道事業者の供給する水（以下「水道水」という。）を使用した場合は、その使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置等を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して、下水道事業管理者が認定する。

(2)及び(3) 略

(4) 水道水以外の水を使用し、汚水を公共下水道に排除する使用者は、その使用水量を計測するための装置を設置しなければならない。ただし、施行規程第4条第1項第1号又は同項第2号の規定を適用される使用者については、この限りでない。

(5) 下水道事業管理者は、前号の規定を適用される使用者が計測装置を設置しないときは、その使用者に対し、期限を定めて、計測装置を設置すべきことを命ずることができる。

(6) 略

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 略

(2) 略

(公表)

第12条 下水道事業管理者は、第7条第5号の規定により命令を受けた者が、当該命令に従わない場合は、その旨を公表することができる。

2 下水道事業管理者は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見

(汚水の排除量の認定)

第7条 汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。

ただ

し、2以上の使用者が給水装置等を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して、下水道事業管理者が認定する。

(2)及び(3) 略

(4) 下水道事業管理者は、前2号の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

(5) 使用者は、善良な管理者の注意をもって前号の装置を管理するとともに、故意若しくは過失によりこれを毀損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 略

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第7条第4号の規定による計測装置の取り付けを拒否し、又は妨げた者

(2) 略

(3) 略

を述べ、又は有利な証拠を提示する機会を与えなければならない。

(委任)

第13条 略

(委任)

第12条 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。